

超過削減枠の決済スケジュールの変更等に係る
カーボン・クレジット市場利用規約等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

1. カーボン・クレジット市場利用規約の一部改正新旧対照表 1

2. カーボン・クレジット市場利用規約補助規則の一部改正新旧対照表 16

カーボン・クレジット市場利用規約の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 (略) 2 当取引所は、本規約において当取引所が定める事項のほか、当取引所の市場の運営に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて補助規則により定めることができる。	(目的) 第1条 (略) 2 当取引所は、本規約において当取引所が定める事項について規定するための補助規則を定めることができる。
(報告事項) 第13条 参加者は、次の各号に該当したこととなった場合は、所定の報告書に必要な事項を記載して直ちに当取引所に報告しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 第45条各号に規定する決済不履行等、その他の本規約に違反し、又は違反するおそれがある場合 (4) (略)	(報告事項) 第13条 参加者は、次の各号に該当したこととなった場合は、所定の報告書に必要な事項を記載して直ちに当取引所に報告しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 第45条各号又は第45条の14各号に規定する決済不履行等、その他の本規約に違反し、又は違反するおそれがある場合 (4) (略)
(参加者の処分及び処置等) 第17条 当取引所は、参加者が次の各号のいずれかに該当した場合、必要に応じて当該参加者に説明を求めたうえ、売買の停止若しくは制限、登録の取消し（以下「売買の停止等」という。）又は改善要請を行うことができる。 (1)～(4) (略) (5) 第45条各号に規定する決済不履行等を行った場合 (6)～(9) (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定により売買の停止等を受けた参加者は、当該売買の停止等の効力発生前に成立した売買約定の決済に限り、当該効力発生後もこれを行うことができる。ただし、第45条第4号に該当するときは、この限りではない。 6 (略)	(参加者の処分及び処置等) 第17条 当取引所は、参加者が次の各号のいずれかに該当した場合、必要に応じて当該参加者に説明を求めたうえ、売買の停止若しくは制限、登録の取消し（以下「売買の停止等」という。）又は改善要請を行うことができる。 (1)～(4) (略) (5) 第45条各号又は第45条の14各号に規定する決済不履行等を行った場合 (6)～(9) (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定により売買の停止等を受けた参加者は、当該売買の停止等の効力発生前に成立した売買約定の決済に限り、当該効力発生後もこれを行うことができる。ただし、第45条第4号又は第45条の14第4号に該当するときは、この限りではない。 6 (略)
(不履行参加者に対する措置) 第18条 当取引所は、第45条各号に規定する売買約定の取消しの原因となる決済不履行を発生させた参加者（第49条第1項に規定する返還債務を履行しない参加者を	(不履行参加者に対する措置) 第18条 当取引所は、第45条各号又は第45条の14各号に規定する売買約定の取消しの原因となる決済不履行を発生させた参加者（第49条第1項に規定する返還債

含む。) に対して、経緯書の徵収を行い、決済不履行の原因及びその分析並びに再発防止対策等について報告を受けるものとする。

(売買の決済日)

第25条 本市場で成立した売買約定に係る決済は、当該売買約定が成立した日から起算して6日目(休業日、臨時休業日及び臨時休場日を除外する。以下、日数計算について同じ。)を行うものとする。

(削る)

(削る)

第4章 決済

(削る)

(決済方法)

第33条 本市場において成立した売買約定の決済は、第28条に定める方法により決定した各売買約定を単位として、第27条に規定する売買の区分と同一のカーボン・クレジットであって当該売買約定に係る数量に相当するものの移転及び当該売買約定に係る売買代金等(売買代金及びその消費税相当額(地方消費税を含むものとし、約定値段に約定数量を乗じて得た額を課税標準として算出した金額(円位未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。)とする。)の合計額をいう。以下同じ。)の金銭の授受について、本章の定めに従い、当取引所を通じて行うものとする。

(適格請求書)

第34条 本市場において成立した売買約定の決済に係る適格請求書(消費税法(昭和63年法律第108号)第57条の4第1項に規定する適格請求書をいう。以下同じ。)に関する事務については、媒介者交付特例(消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第70条の12に定める媒介者等による適格請求書等の交付の特例をいう。以下同じ。)に基づき、当取引所の

務を履行しない参加者を含む。)に対して、経緯書の徵収を行い、決済不履行の原因及びその分析並びに再発防止対策等について報告を受けるものとする。

(売買の決済日)

第25条 本市場で成立した売買約定に係る決済日は、次の各号に掲げる売買の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) J一クレジット

売買約定が成立した日から起算して6日目(休業日、臨時休業日及び臨時休場日を除外する。以下、日数計算について同じ。)

(2) 超過削減枠

売買約定が成立した日から起算して10日目

第4章 決済

第1節 J一クレジットに係る決済

(決済方法)

第33条 本市場において成立した売買約定のJ一クレジットに係る決済は、第28条に定める方法により決定した各売買約定を単位として、第27条に規定する売買の区分と同一のJ一クレジットであって当該売買約定に係る数量に相当するものの移転及び当該売買約定に係る売買代金等(売買代金及びその消費税相当額(地方消費税を含むものとし、約定値段に約定数量を乗じて得た額を課税標準として算出した金額(円位未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。)とする。)の合計額をいう。以下同じ。)の金銭の授受について、本節の定めに従い、当取引所を通じて行うものとする。

(適格請求書)

第34条 本市場において成立したJ一クレジットに係る売買約定の決済に係る適格請求書(消費税法(昭和63年法律第108号)第57条の4第1項に規定する適格請求書をいう。以下同じ。)に関する事務については、媒介者交付特例(消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第70条の12に定める媒介者等による適格請求書等の交付の特例をいう。以下同じ。)に

定めるところにより、当取引所が行うものとする。

(決済単位の通知)

第35条 当取引所は、売買約定の成立後、第33条に規定する決済の単位（以下この章において「決済単位」という。）ごとに、次の各号に掲げる売買の対象の区分に従い、当該各号に定める事項について、本システムを通じて当該売買約定の当事者である参加者に通知するものとする。

(1) J一クレジット

カーボン・クレジットの数量、売買代金、クレジット認証番号及びその他これらに関連する情報

(2) 超過削減枠

カーボン・クレジットの数量、売買代金及びその他これらに関連する情報

(J一クレジットにおけるクレジット認証番号の過誤等に係る申告)

第36条 売り方参加者は、前条の通知について、自己の保有するJ一クレジット（第39条第1項に規定する日時までに保有、移転可能なものを含む。）と照合し、第29条第1項第3号の規定により指定したクレジット認証番号に過誤がある場合又は前条の規定により通知したJ一クレジットの数量を移転できない場合は、直ちに、その旨及び次の各号に掲げる事項を、当取引所が定めるところにより当取引所に申告しなければならない。

(1) (略)

(2) 当該売買約定と同数量以上かつ同一の売買の区分に属する別のクレジット認証番号に係るJ一クレジットを保有していないとき又は当該売買約定と同数量以上かつ同一の売買の区分に属する別のクレジット認証番号に係るJ一クレジットを保有しているが当該売買約定に係る決済を行うことを希望しないときは、当該売買約定に係るJ一クレジットの移転が困難である旨

2 (略)

(超過削減枠を移転できない旨の申告)

第36条の2 売り方参加者は、第35条の通知について、自己の保有する超過削減枠（第39条第1項に規定する日時までに保有、移転可能なものを含む。）と照合し、第35条の規定により通知した超過削減枠

に基づき、当取引所の定めるところにより、当取引所が行うものとする。

(決済単位の通知)

第35条 当取引所は、J一クレジットに係る売買約定の成立後、第33条に規定する決済の単位（以下この節において「決済単位」という。）ごとに、J一クレジットの数量、クレジット認証番号及び売買代金等を、本システムを通じて当該売買約定の当事者である参加者に通知するものとする。

(新設)

(新設)

(クレジット認証番号の過誤等に係る申告)

第36条 売り方参加者は、前条の通知について、自己の保有するJ一クレジット（第39条第1項に規定する日時までに保有、移転可能なものを含む。）と照合し、第29条第1項第3号の規定により指定したクレジット認証番号に過誤がある場合又は前条の規定により通知したJ一クレジットの数量を移転できない場合は、直ちに、その旨及び次の各号に掲げる事項を、当取引所が定めるところにより当取引所に申告しなければならない。

(1) (略)

(2) 当該売買約定と同数量以上かつ同一の売買の区分に属する別のクレジット認証番号に係るJ一クレジットを保有していないとき又は当該売買約定と同数量以上かつ同一の売買の区分に属する別のクレジット認証番号に係るJ一クレジットを保有しているが当該売買約定に係る決済を行うことを希望しないときは、引渡しクレジットの全部又は一部の移転が困難である旨

2 (略)

(新設)

の数量を移転できない場合は、直ちに、その旨を、当取引所が定めるところにより当取引所に申告しなければならない。

(決済において授受する金額)

第37条 カーボン・クレジットの売買に係る資金の決済において参加者が授受する代金の額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 支払代金

一日におけるカーボン・クレジットの買付けに係る売買代金等を買い方参加者ごと（市場参加者からの申請に基づき当該参加者名義の預貯金口座又はクレジット口座を複数指定することを当取引所が認めた場合には、当該買い方参加者名義の預貯金口座又はクレジット口座ごと。次条において同じ。）に合算した金額をいう。

(2) 受領代金

一日におけるカーボン・クレジットの売付けに係る売買代金等を売り方参加者ごと（市場参加者からの申請に基づき当該参加者名義の預貯金口座又はクレジット口座を複数指定することを当取引所が認めた場合には、当該売り方参加者名義の預貯金口座又はクレジット口座ごと。次条において同じ。）に合算した金額をいう。

2 (略)

(決済において授受するカーボン・クレジット)

第38条 カーボン・クレジットの決済において参加者が授受するカーボン・クレジットは、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 引渡しクレジット

一日に売買約定が成立したカーボン・クレジットのうち、J-クレジットにおいては売り方参加者ごとかつ第29条第1項第3号の規定により指定したクレジット認証番号ごとに合算したものといい、超過削減枠においては売り方参加者ごとに合算したものをいう。

(2) 受取りクレジット

一日に売買約定が成立したカーボン・クレジットのうち、J-クレジットにおいては買い方参加者ごとかつクレジット認証番号ごとに合算したものをい

(決済において授受する金額)

第37条 J-クレジットに係る資金の決済において参加者が授受する代金の額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 支払代金

一日におけるJ-クレジットの買付けに係る売買代金等を参加者ごと（一つの参加者において預貯金口座を複数に分けている場合はその単位。以下同じ。）に合算した金額をいう。

(2) 受領代金

一日におけるJ-クレジットの売付けに係る売買代金等を参加者ごとに合算した金額をいう。

2 (略)

(決済において授受するJ-クレジット)

第38条 J-クレジットの決済において参加者が授受するJ-クレジットは、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 引渡しクレジット

一日に売買約定が成立したJ-クレジットのうち、売り方参加者ごとかつ第29条第1項第3号の規定により指定したクレジット認証番号ごとに合算したものをいう。

(2) 受取りクレジット

一日に売買約定が成立したJ-クレジットのうち、買い方参加者ごとかつクレジット認証番号ごとに合算したものをいう。

- い、超過削減枠においては買い方参加者ごとに合算したものをいう。
- 2 前項各号に定める引渡しクレジットと受取りクレジットについて、J一クレジットにおいて同一の参加者における同一のクレジット認証番号に係るカーボン・クレジットの数量の差引計算は行わず、また、超過削減枠において同一の参加者におけるカーボン・クレジットの数量の差引計算は行わないこととする。
- (売り方参加者による当取引所へのカーボン・クレジットの事前の移転)
- 第39条 売り方参加者は、売買約定の決済に係る引渡しクレジットについて、決済日の前日かつ、当該日の午前11時00分までに、当該売り方参加者名義のクレジット口座から、当取引所名義のクレジット口座に移転する方法により、当取引所に移転しなければならない。
- 2 前項に規定する当取引所名義のクレジット口座への移転のうち、超過削減枠に係る移転については、当取引所が売り方参加者に代わり、超過削減枠に係るクレジット登録簿に対して行うものとし、当該移転申請で移転が完了しなかった場合は、当該売り方参加者が当取引所名義のクレジット口座への移転申請を行うものとする。
- 3 当取引所は、次条に規定する買い方参加者による支払代金の支払いが行われるまでの間、第1項の規定により移転されたカーボン・クレジットを売り方参加者のために保有するものとする。
- (買い方参加者による支払代金の支払い)
- 第40条 買い方参加者は、売買約定の決済に係る支払代金を、決済日の当日かつ、当該日の午前11時00分までに、当該買い方参加者名義の預貯金口座から、当取引所が指定する金融機関（以下「資金決済銀行」という。）に開設した当取引所名義の預貯金口座（以下「当取引所資金口座」という。）に振り込むものとする。ただし、当取引所が認めた場合には、当取引所が認めた預貯金口座から振り込むことができる。
- 2～4 (略)
- (当取引所のカーボン・クレジットの保有及び移転)
- 2 前項各号に定める引渡しクレジットと受取りクレジットについては、同一の参加者における同一のクレジット認証番号に係るJ一クレジットの数量の差引計算は行わないこととする。
- (売り方参加者による当取引所へのJ一クレジットの事前の移転)
- 第39条 売り方参加者は、J一クレジットに係る売買約定の決済に係る引渡しクレジットについて、決済日の前日かつ、当該日の午前11時00分までに、当該売り方参加者名義のクレジット口座から、当取引所名義のクレジット口座に移転する方法により、当取引所に移転しなければならない。
(新設)
- 2 当取引所は、次条に規定する買い方参加者による支払代金の支払いが行われるまでの間、前項の規定により移転されたJ一クレジットを売り方参加者のために保有するものとする。
- (買い方参加者による支払代金の支払い)
- 第40条 買い方参加者は、J一クレジットに係る売買約定の決済に係る支払代金を、決済日の当日かつ、当該日の午前11時00分までに、当該買い方参加者名義の預貯金口座から、当取引所が指定する金融機関（以下「資金決済銀行」という。）に開設した当取引所名義の預貯金口座（以下「当取引所資金口座」という。）に振り込むものとする。ただし、当取引所が認めた場合には、当取引所が認めた預貯金口座から振り込むことができる。
- 2～4 (略)
- (当取引所のJ一クレジットの保有及び移転)

第41条 当取引所は、前条に規定する支払代金の振込み（全額が振り込まれた場合に限る。）を受けた時点以降、当該支払代金の決済単位に係るカーボン・クレジットのうち、第39条第3項の規定に基づき当取引所が売り方参加者のために保有するものを当該決済単位に係る買い方参加者のために保有するものとし、それをもって、当該売り方参加者は、当該決済単位に係るカーボン・クレジットを当該買い方参加者に移転したものとする。

（売り方参加者への受領代金の振込み）
第42条 当取引所は、決済日の当日かつ、当該日の午前11時00分以降に、第40条第4項の規定により支払代金の受領を確認した売買約定の決済に係る受領代金を、売り方参加者名義の預貯金口座に振り込むものとする。

2 (略)

（買い方参加者へのカーボン・クレジットの移転）
第43条 (略)

（決済日の繰延べ）
第44条 当取引所は、売買約定の決済を行うために必要な当取引所若しくは当取引所以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該システムを利用して売買約定の決済を行うことが困難であると認める場合又は売買約定の決済において移転するカーボン・クレジットについて第45条の2第1項に規定する場合に該当するか否かを確認する必要がある等の理由により当取引所が売買約定に基づく決済を行うことが適当でないと認める場合は、当該決済の全部又は一部につき決済日をその翌日以降に繰り延べることができる。この場合において、当取引所は参加者にあらかじめその旨を通知するものとする。

2 (略)

（決済不履行等に伴う売買約定の取消し等）
第45条 本市場において、参加者が売買約定の決済を履行しないとき又はその履行が困難であるときとして次の各号に掲げるときのいずれかに該当する場合は、当該各号

第41条 当取引所は、前条に規定する支払代金の振込み（全額が振り込まれた場合に限る。）を受けた時点以降、当該支払代金の決済単位に係るJ-クレジットのうち、第39条第2項の規定に基づき当取引所が売り方参加者のために保有するものを当該決済単位に係る買い方参加者のために保有するものとし、それをもって、当該売り方参加者は、当該決済単位に係るJ-クレジットを当該買い方参加者に移転したものとする。

（売り方参加者への受領代金の振込み）
第42条 当取引所は、決済日の当日かつ、当該日の午前11時00分以降に、第40条第4項の規定により支払代金の受領を確認した売買約定の決済に係る受領代金を、売り方参加者の預貯金口座に振り込むものとする。

2 (略)

（買い方参加者へのJ-クレジットの移転）
第43条 (略)

（システム障害時等における決済日の繰延べ）
第44条 当取引所は、J-クレジットに係る売買約定の決済を行うために必要な当取引所又は当取引所以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該システムを利用して売買約定の決済を行うことが不可能又は困難であると認める場合は、当該決済の全部又は一部につき決済日をその翌日以降に繰り延べることができる。この場合において、当取引所は参加者にあらかじめその旨を通知するものとする。

2 (略)

（決済不履行等に伴う売買約定の取消し等）
第45条 本市場において、参加者がJ-クレジットに係る売買約定の決済を履行しないとき又はその履行が困難であるときとして次の各号に掲げるときのいずれかに該当

に定める方法により売買約定を取り消すものとし、以降の決済に係る手続きは行わず、行われた決済については原状回復するものとする。

(1) 第36条第1項第2号又は第36条の2に規定する申告があったとき

a・b (略)

(2) 売り方参加者が、第38条第1項第1号に規定する引渡しクレジットの全部の移転を行わないとき

a (略)

(削る)

b 当取引所は、前aの取消し後、買い方参加者に対して、速やかに、当該取消しについて通知するものとする。

c 当取引所が取り消した売買約定に係る決済単位のカーボン・クレジットのうち、一部を当取引所が保有しているときは、当取引所は売り方参加者に当該カーボン・クレジットを返還するものとする。

(3) 買い方参加者が、第40条第1項に規定する支払代金の支払いを行わないとき

a (略)

b 当取引所は、前aの取消し後、売り方参加者に対して、速やかに、当該取消しについて通知し、第39条第1項の規定に基づき当取引所が移転を受けた当該取消しに係るカーボン・クレジットを返還するものとする。

c (略)

(4) 参加者が、第17条第1項の規定に基づき売買の停止等を受けた場合であって、当該売買の停止等の効力発生前に成立した売買約定の決済を行うことが困難であると当取引所が認めたとき

a・b (略)

c 当該取消しまでの間に、第39条第1項の規定に基づき当取引所が移転を

する場合は、当該各号に定める方法により売買約定を取り消すものとし、以降の決済に係る手続きは行わず、行われた決済については原状回復するものとする。

(1) 第36条第1項第2号に規定する申告があったとき

a・b (略)

(2) 売り方参加者が、第38条第1項第1号に規定する引渡しクレジットの全部又は一部の移転を行わないとき

a (略)

b 引渡しクレジットの一部のみの移転が行われた場合は、当取引所は、当該引渡しクレジットのうち、一部のみ移転が行われたクレジット認証番号に係る決済単位を、Jークレジットの数量が少ないものから昇順に並べ（数量が同数の場合は抽選）、上から合算していった数量が当取引所が受領したJークレジットの数量を超過する決済単位以降に係る売買約定を取り消すものとする。

c 当取引所は、a又は前bの取消し後、買い方参加者に対して、速やかに、当該取消しについて通知するものとする。

d 当取引所が取り消した売買約定に係る決済単位のJークレジットのうち、一部を当取引所が保有しているときは、当取引所は売り方参加者に当該Jークレジットを返還するものとする。

(3) 買い方参加者が、第40条第1項に規定する支払代金の支払いを行わないとき

a (略)

b 当取引所は、前aの取消し後、売り方参加者に対して、速やかに、当該取消しについて通知し、第39条第1項の規定に基づき当取引所が移転を受けた当該取消しに係るJークレジットを返還するものとする。

c (略)

(4) 参加者が、第17条第1項の規定に基づき売買の停止等を受けた場合であって、当該売買の停止等の効力発生前に成立した売買約定の決済を行うことが困難であると当取引所が認めたとき

a・b (略)

c 当該取消しまでの間に、第39条第1項の規定に基づき当取引所が移転を

受けた当該取消しに係るカーボン・クレジットについては、売り方参加者に返還するものとする。

(削る)

(瑕疵のある売買約定の取消し)

第45条の2 当取引所は、売買約定の決済において移転するカーボン・クレジットについて第27条の規定に基づく売買の区分に誤りがある売買約定が成立した場合又は売買約定に係るカーボン・クレジットに重大な瑕疵がある場合において、当取引所が当該売買約定に基づく決済を行うことが適当でないと認めるときは、当該売買約定を取り消すことができる。

2 当取引所は、前項の規定により売買約定の取消しを行おうとするときは、当該売買約定に係る売り方参加者及び買い方参加者にあらかじめその旨を通知するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

受けた当該取消しに係るJ-クレジットについては、売り方参加者に返還するものとする。

第2節 超過削減枠に係る決済

(決済方法)

第45条の2 本市場において成立した超過削減枠に係る売買約定の決済は、第28条に定める方法により決定した各売買約定を単位として、当該売買約定に係る数量に相当する超過削減枠の移転及び当該売買約定に係る売買代金等の金銭の授受について、本節の定めに従い、当取引所を通じて行うものとする。

(適格請求書)

第45条の3 本市場において成立した超過削減枠に係る売買約定の決済に係る適格請求書に関する事務については、媒介者交付特例に基づき、当取引所の定めるところにより、当取引所が行うものとする。

(決済単位の通知)

第45条の4 当取引所は、超過削減枠に係る売買約定の成立後、第45条の2に規定する決済の単位（以下この節において「決済単位」という。）ごとに、超過削減枠の数量及び売買代金等を、本システムを通じて当該売買約定の当事者である参加者に通知するものとする。

(超過削減枠を移転できない旨の申告)

第45条の5 売り方参加者は、前条の通知について、自己の保有する超過削減枠（第45条の8第1項に規定する日時までに保有、移転可能なものを含む。）と照合し、前条の規定により通知した超過削減枠の数量を移転できない場合は、直ちに、その旨を、当取引所が定めるところにより当取引所に申告しなければならない。

(決済において授受する金額)

第45条の6 超過削減枠に係る資金の決済において参加者が授受する代金の額は、次

の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 支払代金

一日における超過削減枠の買付けに係る売買代金等を参加者ごとに合算した金額をいう。

(2) 受領代金

一日における超過削減枠の売付けに係る売買代金等を参加者ごとに合算した金額をいう。

2 前項各号に定める支払代金と受領代金については、同一の参加者における支払代金と受領代金の差引計算は行わないこととする。

(決済において授受する超過削減枠)

第45条の7 超過削減枠の決済において参加者が授受する超過削減枠は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 引渡しクレジット

一日に売買約定が成立した超過削減枠のうち、売り方参加者ごとに合算したものをいう。

(2) 受取りクレジット

一日に売買約定が成立した超過削減枠のうち、買い方参加者ごとに合算したものをいう。

2 前項各号に定める引渡しクレジットと受取りクレジットについては、同一の参加者における超過削減枠の数量の差引計算は行わないこととする。

(売り方参加者による当取引所への超過削減枠の事前の移転)

第45条の8 売り方参加者は、超過削減枠に係る売買約定の決済に係る引渡しクレジットについて、超過削減枠に係る売買約定が成立した日から起算して7日目の午前11時00分までに、当該売り方参加者名義のクレジット口座から、当取引所名義のクレジット口座に移転する方法により、当取引所に移転しなければならない。

2 当取引所は、次条に規定する買い方参加者による支払代金の支払いが行われるまでの間、前項の規定により移転された超過削減枠を売り方参加者のために保有するものとする。

3 売り方参加者は、第1項の移転を実施するため、売買約定が成立した日から起算して5日目の当日かつ、当該日の午前11時

(削る)

(削る)

00分までに、G Xリーグ事務局に対して当該売買約定の決済に係る引渡しクレジットを当取引所に移転することについての移転申請を行うものとする。

(削る)

(買い方参加者による支払代金の支払い)

第45条の9 買い方参加者は、超過削減枠に係る売買約定の決済に係る支払代金を、売買約定が成立した日から起算して8日目の当日かつ、当該日の午前11時00分までに、当該買い方参加者名義の預貯金口座から、当取引所資金口座に振り込むものとする。ただし、当取引所が認めた場合には、当取引所が認めた預貯金口座から振り込むことができる。

2 当取引所は、売買約定が成立した日から起算して8日目より前に当取引所資金口座に資金が振り込まれた場合は、当該資金を当該売買約定の決済に係る支払代金と扱わずに買い方参加者に払い戻しを行う。

3 当取引所は、第1項に従って振り込まれた資金を売り方参加者のために受領するものとする。売り方参加者は、当取引所が当該支払代金を受領した時点で、買い方参加者から支払代金を受領したものとし、以後、買い方参加者に対して代金の支払いを請求することはできないものとする。

4 当取引所は、売買約定の決済に係る支払代金が当取引所資金口座に振り込まれていることを確認した場合には、本システムを通じて当該売買約定の当事者である参加者にその旨を通知するものとする。

(削る)

(当取引所の超過削減枠の保有及び移転)

第45条の10 当取引所は、前条に規定する支払代金の振込み（全額が振り込まれた場合に限る。）を受けた時点以降、当該支払代金の決済単位に係る超過削減枠のうち、第45条の8第2項の規定に基づき当取引所が売り方参加者のために保有するものを当該決済単位に係る買い方参加者のために保有するものとし、それをもって、当該売り方参加者は、当該決済単位に係る超過削減枠を当該買い方参加者に移転したものとする。

(削る)

(売り方参加者への受領代金の振込み)

第45条の11 当取引所は、決済日の当日かつ、当該日の午前11時00分以降に、第45条の9第4項の規定により支払代金の受領を確認した売買約定の決済に係る受

領代金を、売り方参加者名義の預貯金口座に振り込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は決済の状況等により、決済日の翌日以降に受領代金を振り込むことがある。この場合において、当取引所は決済日の翌日以降に受領代金が振り込まれることとなる売り方参加者に対し、その旨を通知するものとする。

(買い方参加者への超過削減枠の移転)

第45条の12 当取引所は、支払代金の振込みを受けたことを確認した後、決済日の午前11時00分までに、第45条の8第1項の規定により移転された受取りクレジットを、買い方参加者名義のクレジット口座に移転するものとする。

2 当取引所は、決済の状況等により、決済単位と異なる単位で前項の移転を行うことができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、当取引所は決済の状況等により、決済日の翌日以降に受取りクレジットを移転することができる。この場合において、当取引所は決済日の翌日以降に受取りクレジットが移転されることとなる買い方参加者に対して、その旨を通知するものとする。

4 当取引所は、第1項の移転を実施するため、売買約定が成立した日から起算して8日目に、支払代金の振込みを受けたことを確認した後、GXリーグ事務局に対して当該売買約定の決済に係る受取りクレジットを買い方参加者に移転することについての移転申請を行うものとする。

(システム障害時等における決済日の繰延べ)

第45条の13 当取引所は、超過削減枠に係る売買約定の決済を行うために必要な当取引所又は当取引所以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該システムを利用して売買約定の決済を行うことが不可能又は困難であると認める場合は、当該決済の全部又は一部につき決済日をその翌日以降に繰り延べることができる。この場合において、当取引所は参加者にあらかじめその旨を通知するものとする。

2 前項に規定する決済日の繰延べに関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。

(削る)

(削る)

(削る)

(決済不履行等に伴う売買約定の取消し等)

第45条の14 本市場において、参加者が超過削減枠に係る売買約定の決済を履行しないとき又はその履行が困難であるときとして次の各号に掲げるときのいずれかに該当する場合は、当該各号に定める方法により売買約定を取り消すものとし、以降の決済に係る手続きは行わず、行われた決済については原状回復するものとする。

(1) 第45条の5に規定する申告があったとき

a 当取引所は、当該引渡しクレジットに係る売買約定を取り消すものとする。

b 当取引所は、前aの取消し後、買い方参加者に対して、速やかに、かつ売買約定が成立した日から起算して6日目の午後4時00分までに、当該取消しについて通知するものとする。

(2) 売り方参加者が、第45条の7第1項第1号に規定する引渡しクレジットの全部又は一部の移転を行わないとき

a 引渡しクレジットの全部の移転がなかつた場合は、当取引所は、当該引渡しクレジットに係る売買約定を取り消すものとする。

b 引渡しクレジットの一部のみの移転が行われた場合は、当取引所は、一部のみ移転が行われた当該引渡しクレジットに係る決済単位を、超過削減枠の数量が少ないものから昇順に並べ（数量が同数の場合は抽選）、上から合算していくた数量が当取引所が受領した超過削減枠の数量を超過する決済単位以降に係る売買約定を取り消すものとする。

c 当取引所は、a又は前bの取消し後、買い方参加者に対して、速やかに、当該取消しについて通知するものとする。

d 当取引所が取り消した売買約定に係る決済単位の超過削減枠のうち、一部を当取引所が保有しているときは、当取引所は売り方参加者に当該超過削減枠を返還するものとする。

(3) 買い方参加者が、第45条の9第1項に規定する支払代金の支払いを行わないとき

a 当取引所は、当該参加者が買い方となっている売買約定を全て取り消すものとする。

b 当取引所は、前 a の取消し後、売り方参加者に対して、速やかに、当該取消しについて通知し、第 45 条の 8 第 1 項の規定に基づき当取引所が移転を受けた当該取消しに係る超過削減枠を返還するものとする。

c 買い方参加者が支払代金の一部を当取引所資金口座に振り込み済みであるときは、当取引所は買い方参加者に当該代金を返金するものとする。

(4) 参加者が、第 17 条第 1 項の規定に基づき売買の停止等を受けた場合であって、当該売買の停止等の効力発生前に成立した売買約定の決済を行うことが困難であると当取引所が認めたとき

a 当取引所は、当該参加者が当事者となっている売買約定を全て取り消すものとする。

b 当取引所は、前 a の取消し後、相手方の参加者に対して、速やかに、当該取消しについて通知するものとする。

c 当該取消しまでの間に、第 45 条の 8 第 1 項の規定に基づき当取引所が移転を受けた当該取消しに係る超過削減枠については、売り方参加者に返還するものとする。

(削る)

(天災地変等による売買約定の取消し)

第 46 条 (略)

2 当取引所は、前項の規定により売買約定の取消しを行おうとするときは、当該売買約定に係る売り方参加者及び買い方参加者にあらかじめその旨を通知するものとする。

(売買約定の取消しの効果)

第 47 条 前 3 条の規定により当取引所が売買約定を取り消した場合には、当該売買約定は初めから成立しなかったものとみなす。

(取引の決済に関する免責事項)

第 48 条 当取引所から行う振込み又はカーボン・クレジットの移転が、第 42 条第 2 項、第 43 条第 3 項又はその他の事由により決済日の翌日以降となることにより、参

a 当取引所は、当該参加者が買い方となっている売買約定を全て取り消すものとする。

b 当取引所は、前 a の取消し後、売り方参加者に対して、速やかに、当該取消しについて通知し、第 45 条の 8 第 1 項の規定に基づき当取引所が移転を受けた当該取消しに係る超過削減枠を返還するものとする。

c 買い方参加者が支払代金の一部を当取引所資金口座に振り込み済みであるときは、当取引所は買い方参加者に当該代金を返金するものとする。

(4) 参加者が、第 17 条第 1 項の規定に基づき売買の停止等を受けた場合であって、当該売買の停止等の効力発生前に成立した売買約定の決済を行うことが困難であると当取引所が認めたとき

a 当取引所は、当該参加者が当事者となっている売買約定を全て取り消すものとする。

b 当取引所は、前 a の取消し後、相手方の参加者に対して、速やかに、当該取消しについて通知するものとする。

c 当該取消しまでの間に、第 45 条の 8 第 1 項の規定に基づき当取引所が移転を受けた当該取消しに係る超過削減枠については、売り方参加者に返還するものとする。

第 3 節 決済に関する雑則

(天災地変等による売買約定の取消し)

第 46 条 (略)

(新設)

(売買約定の取消しの効果)

第 47 条 第 45 条又は前 2 条の規定により当取引所が売買約定を取り消した場合には、当該売買約定は初めから成立しなかったものとみなす。

(取引の決済に関する免責事項)

第 48 条 当取引所から行う振込み又はカーボン・クレジットの移転が、第 42 条第 2 項、第 43 条第 3 項、第 45 条の 11 第 2 項、第 45 条の 12 第 3 項又はその他の事

加者に費用又は損害が発生した場合であっても、当取引所は一切の責任を負わないものとする。

2 (略)

3 当取引所が第44条の規定により決済日を繰り延べた場合において、参加者に費用又は損害が発生した場合であっても、当取引所に故意又は過失がある場合を除き、当取引所は一切の責任を負わないものとする。

4 参加者は、第45条から第46条までの規定により当取引所が売買約定を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所又は当該売買約定の取消しの原因となった参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。

5 参加者は、本市場においてカーボン・クレジットの売買を行った後、当該カーボン・クレジットの制度運営主体によって権利内容の修正又は変更が行われたことにより損害を受けることがあっても、当取引所又は当該売買約定の相手方の参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。

(過誤に基づくカーボン・クレジットの移転又は代金の受領に関する返還義務等)

第49条 (略)

2 第43条に規定するカーボン・クレジットの移転又は第45条第2号c、第3号**b**若しくは第4号cに規定するカーボン・クレジットの返還について、当取引所の故意又は過失により買い方参加者又は売り方参加者に当該カーボン・クレジットの移転又は返還ができなくなった場合には、当取引所は、第56条の規定にかかわらず、カーボン・クレジットに係る売買約定と同数量かつ同一の売買の区分に属する別のカーボン・クレジットを移転若しくは返還し、又は当該カーボン・クレジットに係る売買約定の代金額を限度として、当該買い方参加者又は当該売り方参加者が現に被った損害を賠償するものとする。

(免責)

第55条 (略)

由により決済日の翌日以降となることにより、参加者に費用又は損害が発生した場合であっても、当取引所は一切の責任を負わないものとする。

2 (略)

3 当取引所が第44条又は第45条の13の規定により決済日を繰り延べた場合において、参加者に費用又は損害が発生した場合であっても、当取引所は一切の責任を負わないものとする。

4 参加者は、第45条、第45条の14又は第46条の規定により当取引所が売買約定を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所又は当該売買約定の取消しの原因となった参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。

5 参加者は、本市場において売買を行ったカーボン・クレジットの売買を行った後、当該カーボン・クレジットの制度運営主体によって権利内容の修正又は変更が行われたことにより損害を受けることがあっても、当取引所又は当該売買約定の相手方の参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。

(過誤に基づくカーボン・クレジットの移転又は代金の受領に関する返還義務等)

第49条 (略)

2 第43条若しくは第45条の12に規定するカーボン・クレジットの移転又は第45条第2号d、第3号**b**若しくは第4号c若しくは第45条の14第2号d、第3号**b**若しくは第4号cに規定するカーボン・クレジットの返還について、当取引所の故意又は過失により買い方参加者又は売り方参加者に当該カーボン・クレジットの移転又は返還ができなくなった場合には、当取引所は、第56条の規定にかかわらず、当該カーボン・クレジットに係る売買約定と同数量かつ同一の売買の区分に属する別のカーボン・クレジットを移転若しくは返還し、又は当該カーボン・クレジットに係る売買約定の代金額を限度として、当該買い方参加者又は当該売り方参加者が現に被った損害を賠償するものとする。

(免責)

第55条 (略)

- 2 当取引所は、本市場の運営に関連して、市況その他の情報を提供することがあるが、当該情報の正確性、完全性及び有用性を保証するものではなく、当該情報の利用により参加者が被った損害について、当取引所に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- 3 当取引所は、第3条に規定する売買の対象について、カーボン・クレジットに係る制度の運営者（当該制度に属する事務局及び委員会を含むが、これらに限らない。）による認証、決定又は発表その他の行為に基づき、当取引所が行った本規約に基づく措置その他の本市場の運営に関連する一切の行為（不作為を含む。）により参加者が被った損害について、当取引所に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

2 当取引所は、本市場の運営に関連して、市況その他の情報を提供することがあるが、当該情報の正確性、完全性及び有用性を保証するものではなく、当該情報の利用により参加者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

(新設)

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年11月7日に施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年11月7日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。

カーボン・クレジット市場利用規約補助規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(超過削減枠に係る売買立会を行う日) 第9条の2 本規約第24条の2に規定する当取引所が定める日は、 <u>令和7年11月7日から令和7年12月26日</u> までの毎週金曜日とする。	(超過削減枠に係る売買立会を行う日) 第9条の2 本規約第24条の2に規定する当取引所が定める日は、 <u>令和6年11月1日から令和7年2月28日</u> までの毎週金曜日とする。
(クレジット認証番号の過誤等に係る申告時限) 第15条 本規約第36条第1項及び <u>第36条の2</u> に規定する申告は、 <u>決済日の前々日の午後1時00分</u> までに当取引所に対して行わなければならない。	(クレジット認証番号の過誤等に係る申告時限) 第15条 本規約第36条第1項及び <u>第45条の5</u> に規定する申告は、 <u>次の各号に掲げる売買の対象の区分に従い、当該各号に定める時限</u> までに当取引所に対して行わなければならない。 (1) <u>J-クレジット 決済日の前々日の午後1時00分まで</u> (2) <u>超過削減枠 売買約定が成立した日から起算して4日の午後1時00分まで</u>
付　　則	
1 この改正規定は、令和7年11月7日に施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年11月7日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。	